

2010年10月6日
法文化学会事務局

第13回 法文化学会研究大会 開催案内

ニューズレターNo.11 すでにお知らせいたしましたように、下記の日時・場所において第13回法文化学会研究を開催いたします。皆様ふるってご参加ください。

日程： 11月6日（土） 午前10:00～（受付：午前9:30より）

会場： 獨協大学 天野貞祐記念館4階

〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1

東武伊勢崎線（東京メトロ日比谷線乗入れ）松原団地駅 徒歩5分

テーマ： 夫婦

- * 大会参加費 1500円および懇親会費 5000円につきましては、大会当日受付にて徴収いたしますので、予めご了承ください。なお学会費に未納のある方は、受付の際にあわせてお支払いいただきますよう、お願いいたします。

研究大会に関してのお問い合わせ先

法文化学会事務局

- ・郵便：〒186-8601

東京都国立市中2-1 一橋大学大学院法学研究科内
法文化学会事務局（屋敷研究室）

- ・E-mail：admin@legalculture.org

または、開催校（獨協大学）

- ・郵便：〒340-0042

埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学法学部（堅田研究室）

- ・FAX：048-942-6319

- ・E-mail：tkatada@dokkyo.ac.jp

第13回研究大会プログラム

テーマ： 夫婦

- 9 : 30 受付開始
- 10 : 00 開会挨拶
堅田 剛 (獨協大学)
- 10 : 10～11 : 10 第1報告 (自由報告) :
姫嶋 瑞穂 (神戸女子大学)
「不平等条約改正後における外国人処遇対策をめぐる動向
——明治22年「監獄則」改正への準備」
- 11 : 10～12 : 10 第2報告 (自由報告) :
藪本 将典 (慶應義塾大学)
「トゥールーズ伯領併合にまつわる相続問題の諸相と南仏王権支配の伸長
——『パリ和約』(1229年)とトゥールーズ女伯ジャンヌの遺言状(1270年)を中心に」
- 12 : 10～13 : 10 休憩
- 13 : 10～13 : 50 総会
- 14 : 00～15 : 00 第3報告 (テーマ報告) :
浦上 清 (浦上アジア経営研究所)
「中国の“一人っ子政策”の現状と世代の交代」
- 15 : 00～15 : 30 休憩
- 15 : 30～16 : 30 第4報告 (テーマ報告) :
鈴木 明日見 (駒澤大学)
「ランゴバルド諸法における未成年者の結婚規定
——リウトブランド王付加勅令12条・117条・129条を中心として」
- 16 : 30～17 : 30 第5報告 (テーマ報告) :
森村 進 (一橋大学)
「家族制度を法定することの意味」
- 18 : 00～ 懇親会 中央棟10階ホール

報告要旨

第1報告：不平等条約改正後における外国人処遇対策をめぐる動向

——明治22年「監獄則」改正への準備

姫嶋 瑞穂（神戸女子大学・流通科学大学）

明治政府は、明治27年（1894）の日英改正条約締結によって領事裁判権の撤廃に成功し、明治32年に改正条約が実施されることになった。当時の日本行刑運営の基本法規は、明治22年に制定された「監獄則」と「監獄則施行細則」であったが、そこには外国人の監獄収容は全く予定されていなかった。そこで、明治政府は、対外政策として改正条約実施後の外国人収容を想定した法制整備のために政府委員小河滋次郎をパリ国際監獄会議（明治28年6月）へ派遣した。その一方、領事裁判権撤廃に伴う外国人収容を憂慮したイギリスによって日本監獄参観が実施された。

以上の経緯に関して、従来の研究ではほとんど焦点をあてられることがなかった。そもそも近代日本の監獄制度が欧米の制度をモデルとして継受していることから、監獄制度を考察するうえで国際監獄会議の存在は無視することができないが、国際監獄会議と我が国の監獄制度との関連性についてほとんど検討されていない。また、先行研究では、イギリスによる監獄参観の実態及び明治政府の対応にいかなる影響を及ぼしたのかが明らかにされていない。

本報告の目的は以下の二点である。第一は、小河滋次郎の国際監獄会議への出席・欧州獄務調査の結果及びイギリスによる日本監獄参観を通じて明らかになった我が国と国際レベルの処遇格差や監獄問題に対する認識の違いがいかなるものであったのか。第二は、それらの調査結果と課題提起が外国人に対する刑事政策関係諸法の立案にどのように反映されたのか、である。

第2報告：トゥールーズ伯領併合にまつわる相続問題の諸相と南仏王権支配の伸長——『パリ和約』（1229年）とトゥールーズ女伯ジャンヌの遺言状（1270年）を中心に

藪本 将典（慶應義塾大学）

かつて、フランス行政法における「公物の不可譲性 *inaliénabilité du domaine public*」の淵源とみなされて来た『ムーラン王示 *édit de Moulins*』（1566年）は、王国基本法上の原則たる「王領の不可譲性 *inaliénabilité du domaine royal*」を明文化したものとして名高い。

しかし、この「王領の不可譲性」なる観念の萌芽は、古くは1284年のパリ高等法院判決に求めることができ、そこにはトゥールーズ女伯ジャンヌの遺言状（1270年）による所領の分割相続の問題が深く絡んでいる。そもそも、アルビ十字軍の終結を定めた『パリ和約 *traité de Paris*』（1229年）によれば、ラングドック地方を中心とするトゥールーズ伯領が王領に併合されることは不可避の運命であったとはいえ、その曖昧な文言は解釈に大きな幅を持つものであった。南仏随一の広大な所領を一体として王領に組み入れることで、王国内に卓越した地位を確立しようとする王権と、あくまで自身の支配権を維持したまま、所領を任意に分割し相続させようとするトゥールーズ伯最後の直系たるジャンヌの意向の対立は、そうした解釈の齟齬が

表面化したものに他ならず、中世フランスの南北で異なる夫婦の財産や相続のあり方を反映している。

そこで今回の報告では、これら『パリ和約』とトゥールーズ女伯ジャンヌの遺言状を中心にトゥールーズ伯領併合にまつわる相続問題の諸相を概観しつつ、最終的には王国基本法上の「王領の不可譲性」につながる解決を可能とした、中世南仏におけるカペー朝王権の伸長とその意義を考察してみたい。

第3報告：中国の“一人っ子政策”の現況と世代の交代

浦上 清（浦上アジア経営研究所）

中国政府は、改革開放が実質的に始まった1979年、いわゆる一人っ子政策を開始した。中国の計画出産は、基本的には一組の夫婦に一人の子どもを提唱するものであるが、計画出産の意味するものは極めて多元性に富むものだ。

改革開放後の計画出産について法制度的な側面の要点をごく簡単に記す。1980年制定の「中国婚姻法」に基本的な規定（第2条）が現れ、1982年の憲法改正で計画出産に関する規定（「中国憲法」第25条）が登場した。また、1984年、米国のレーガン政権が、中国の計画出産について、人工中絶などの手段で人口を抑制していると厳しく批判し、国際世論への対応のため、中国政府は第二子出産条件の緩和策を導入、特に、農村地帯での第二子出産を広く認めた。

2001年12月、全国人民代表大会常務委員会は「中国人口・計画出産法」を採択し、同法は2002年9月に施行された。

中国の一人っ子世代は「改革開放の申し子」である。中国の「80后」世代は、それまでの世代と比べ、際立った特徴を持っているようだ。この世代の人たちは、一人っ子政策のもとで親に甘やかされて育った人が多く、例えば男子の場合、「小皇帝」と揶揄されることもある。しかしながら、この世代は、インターネットなどの情報通信技術を自由に活用し、新しい知識を吸収し、自己成長への強い意欲を持つ世代でもある。

中国における市民社会の成長にとってウェブの世界が与えるインパクトは大きく、インターネットを駆使し、日常生活や組織単位での業務を組み立てる一人っ子世代の果たす役割は大きい。また、今まさに、一人っ子世代が親になる時代を迎えている。

中国の一人っ子世代を軸にした世代の交代は、未成熟性と初期性を内包しながら漸進的な形成が進む中国の市民社会の成長を支えている。

本報告では、中国における一人っ子政策の現況と新しい世代を軸とする中国における世代の交代が市民社会の成長に与えるインパクトなどについて考察を加えたい。

第4報告：ランゴバルド諸法における未成年者の結婚規定

——リウトブランド王付加勅令12条・117条・129条を中心として

鈴木 明日見（駒澤大学）

7世紀の北イタリアで成立したランゴバルド諸法には、結婚に関する細やかな規定がみ

られる。しかし最初のロタリ王法典（Edictus Rothari）においては、婚姻年齢に関する規定がなされていなかった。しかしその後の改定法であるリウトプラント王付加勅令（Leges Livtprandi regis）において、婚姻年齢が規定されるようになり、未成年者の結婚は禁止されるようになる。

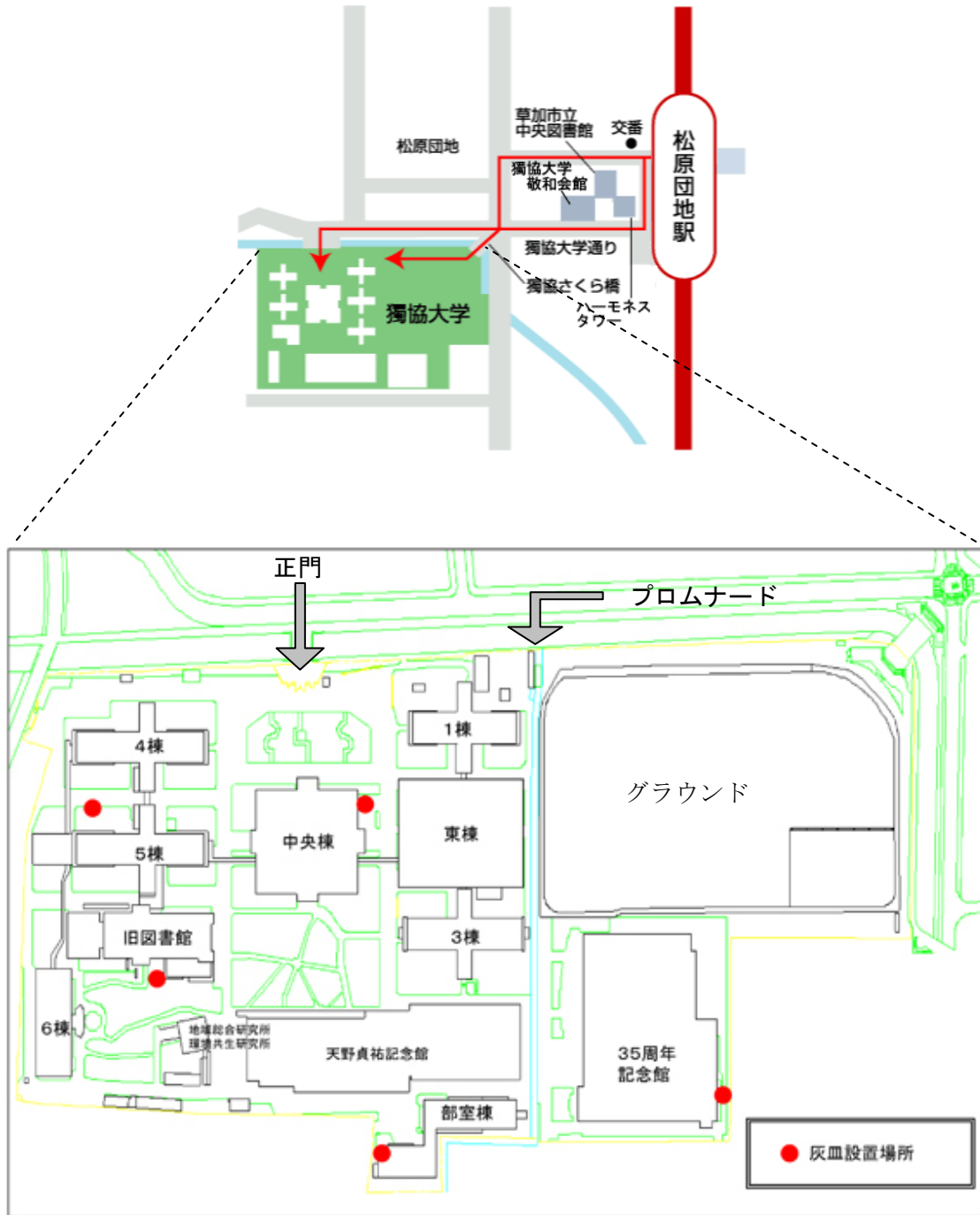
本報告では、未成年者の婚姻にはどのような制約が課せられるようになり、それに違反した場合はどのような制裁が加えられたのかを明らかにする。また未成年者の結婚の禁止は、徹底したものではなく、例外的に許される場合もあった。結婚には男女ともに財産の譲渡を伴うが、未成年者が結婚する場合、その譲渡はどのような制約を受けたのかも同時に明らかにしたい。それにより財産を子どもに譲渡する家父長とそれを受け取る未成年者の関係が明らかになるだろう。史料としては、ランゴバルド諸法、およびその注解書であるパヴィーアの書（Liber legis Langobardorum／Liber Papiensis）を使用する。

第5報告：家族制度を法定することの意味

森村 進（一橋大学）

民法典のうち家族法は契約法などと違い強行規定と解されているが、はたして家族関係を強行規定として定める理由はどこにあるのか、またそもそも法律で規定する必要性があるのか？ これらの問題を考えながら、家族法制度の根本的な検討を行いたい。

獨協大学案内図



会場：埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学 天野貞祐記念館4階

交通機関：東武伊勢崎線（東京メトロ日比谷線乗り入れ）松原団地駅から徒歩5分